

高知県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

○高知県立自然公園条例施行規則

(昭和 35 年 6 月 7 日規則第 32 号)

改正 昭和 43 年 11 月 29 日規則第 57 号 昭和 45 年 11 月 6 日規則第 58 号
昭和 48 年 12 月 10 日規則第 78 号 昭和 63 年 10 月 7 日規則第 54 号
平成 4 年 3 月 25 日規則第 3 号 平成 8 年 3 月 22 日規則第 15 号
平成 8 年 8 月 2 日規則第 102 号 平成 10 年 4 月 10 日規則第 66 号
平成 12 年 4 月 1 日規則第 124 号 平成 12 年 12 月 22 日規則第 232 号
平成 13 年 3 月 27 日規則第 27 号 平成 13 年 8 月 10 日規則第 128 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 28 号 平成 14 年 4 月 1 日規則第 47 号の 3
平成 14 年 7 月 30 日規則第 74 号 平成 15 年 3 月 28 日規則第 26 号
平成 15 年 7 月 15 日規則第 89 号 平成 17 年 8 月 30 日規則第 123 号
平成 18 年 7 月 28 日規則第 94 号 平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号
平成 22 年 6 月 29 日規則第 54 号 平成 23 年 9 月 27 日規則第 56 号
平成 23 年 12 月 28 日規則第 76 号 平成 27 年 5 月 29 日規則第 46 号
平成 27 年 12 月 22 日規則第 76 号

高知県立自然公園条例施行規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 公園事業(第 3 条―第 11 条)
 - 第 3 章 保護及び利用(第 12 条―第 22 条)
 - 第 4 章 生態系維持回復事業(第 23 条―第 27 条)
 - 第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体(第 28 条―第 31 条)
 - 第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)
- 付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立自然公園条例(昭和 33 年高知県条例第 5 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、この規則で定めるものを除くほか、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 公園事業

(公園事業となる施設の種類)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路及び橋
- (2) 広場及び園地
- (3) 宿舎及び避難小屋
- (4) 休憩所、展望施設及び案内所
- (5) 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- (7) 運輸施設(主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。)
- (8) 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- (9) 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- (10) 植生復元施設及び動物繁殖施設
- (11) 砂防施設及び防火施設
- (12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

(公園事業の執行の協議又は認可)

第4条 条例第10条第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議をし、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の協議又は認可申請の手続)

第5条 条例第10条第4項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該公園施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (2) 第3条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、当該公園施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を必要とする場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第10条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第6号、第7号及び第9号に掲げる書類を、県以外の地方公共団体が執行する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号、第7号及び第10号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、定款、規約その他これらに類する書類及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該公園施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、2 面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに当該公園事業の区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の配置図
- (6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (7) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (8) 工事の施行を必要とする場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000 分の 1 以上の図面
- (9) 工事の施行を必要とする場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (11) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第 6 条 条例第 10 条第 6 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 10 条第 4 項第 1 号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名若しくは氏名又は主たる事務所の所在地)
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 前条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項
(公園事業の内容の変更の協議又は認可申請の手続)

第 7 条 条例第 10 条第 7 項の協議書又は申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の予定年月日

(4) 変更を必要とする理由

(5) 工事の施行を必要とする場合にあっては、その施行の予定期間

2 条例第 10 条第 8 項において準用する同条第 5 項の規則で定める書類は、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。)とする。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出手続)

第 8 条 条例第 10 条第 9 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容

(3) 変更年月日

(4) 変更を必要とした理由

(承継の協議又は承認申請等)

第 9 条 条例第 12 条第 1 項の承継の協議をしようとする者又は同項の承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 合併法人等の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

(2) 公園事業者である法人の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

(3) 公園施設の種類

(4) 合併又は分割をした年月日

(5) 合併又は分割をした理由

2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 合併法人等の定款、規約その他これらに類する書類及び登記事項証明書

(2) 第 5 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号に掲げる書類

(3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第 12 条第 2 項の相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

(1) 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

(3) 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 第 5 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 10 号に掲げる書類

(2) 被相続人との続柄を証する書類

- (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出手続)

第10条 条例第13条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 公園施設の種類
- (3) 休止の場合にあっては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- (4) 廃止の場合にあっては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第5条第2項第3号及び第4号に掲げる書類を添えなければならない。

(認可の失効の届出手続)

第11条 条例第14条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 公園施設の種類
- (3) 失効年月日
- (4) 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 第5条第2項第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第3章 保護及び利用

(特別地域の区分)

第12条 公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次に掲げる地域に区分するものとする。

- (1) 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。以下同じ。)
- (2) 第二種特別地域(第一種特別地域及び次号に規定する第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については、努めて調整を図ることが必要な地域をいう。

第14条において同じ。)

- (3) 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。第14条において同じ。)

(特別地域内における行為の許可の申請)

第13条 条例第20条第4項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 行為の種類
 - (3) 行為の目的
 - (4) 行為の場所
 - (5) 行為地及びその付近の状況
 - (6) 行為の施行方法
 - (7) 行為の着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添えなければならない。
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- 3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(条例第20条第4項の許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面等のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
 - (2) 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用
 - (3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

- 4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(特別地域内の行為の許可基準)

第14条 条例第20条第4項第1号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第5項の規則で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(次項において「既存建築物の改築等」という。)であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- (1) 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 次に掲げる地域(以下この条において「第一種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。

ア 第一種特別地域

イ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げるいずれかの地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定(以下この条において「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下この条において同じ。)であるもの

- (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

- (3) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
 - (4) 当該建築物が山稜(りょう)線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - (5) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
 - (6) 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 2 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であって、当該申請に係る場所に居住することが必要であると認められるものの住宅若しくは昭和 50 年 4 月 1 日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下この条において「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について同項の許可の申請をした分譲地等(第 4 項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、前項第 2 号から第 5 号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限であるものに限り。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。)が 13 メートル(その高さが現に 13 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、当該既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第 5 号に掲げる基準に適合するもの(以下この条において「屋根等基準適合既存建築物改築等」という。)については、この限りでない。
- 3 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前 2 項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定の例による。ただし、屋根等基準適合既存建築物改築等については、この限りでない。
- 4 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下この項において同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下この項において同じ。)若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が 2 棟以上設けられる予定である一連の土地(以下この条において「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前 3

項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。ただし、屋根等基準適合既存建築物改築等については、この限りでない。

- (1) 保存緑地(第9項第4号及び第5号の保存緑地をいう。第4号において同じ。)において行われるものでないこと。
- (2) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル(横浪県立自然公園(条例第5条第1項の規定により指定された横浪県立自然公園をいう。以下この条において同じ。)については、13メートル)(その高さが現に10メートル(横浪県立自然公園については、13メートル)を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、当該既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (3) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、当該既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (4) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下この条において同じ。)が1,000平方メートル(横浪県立自然公園については、500平方メートル)以上であること。
- (5) 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方メートル以上であること。
- (6) 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。第11号において同じ。))の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。))の和をいう。以下この条において同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりであること。

第二種特別地域	20パーセント以下	40パーセント以下
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

- (7) 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセント(横浪県立自然公園については、50パーセント)を超えないものであること。
- (8) 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下この条において「自然草地等」という。)でないこと。
- (9) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下この条において「公園事業道路等」とい

う。)の路肩から20メートル(横浪県立自然公園については、5メートル)以上、それ以外の道路の路肩から5メートル(横浪県立自然公園については、3メートル)以上離れていること。

(10) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル(横浪県立自然公園については、3メートル)以上離れていること。

(11) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。

5 条例第20条第4項第1号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について同項の許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。))に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに前項第1号及び第2号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。ただし、屋根等基準適合既存建築物改築等については、この限りでない。

(1) 当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。次号において同じ。)が2,000平方メートル以下であること。

(2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント(横浪県立自然公園については、15パーセント)以下	20パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント(横浪県立自然公園については、20パーセント)以下	30パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

6 条例第20条第4項第1号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに第4項第7号及び第9号から第11号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。ただし、屋根等基準適合既存建築物改築等については、この限りでない。

(1) 当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、当該既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

(2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりであること。

7 条例第20条第4項第1号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の新築に限る。)に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであってイ及びウ並びに次号イからオまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

ア 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。

イ 当該車道が次のいずれかに該当すること。

(ア) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(イ) 地域住民の日常生活の用に供される車道

(ウ) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道

(エ) 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(オ) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要があると認められる車道

ウ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。

(2) 前号に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ウの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 前号イの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。

イ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

ウ 法(のり)面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されていることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただ

し、法(のり)面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

エ 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

オ 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

8 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項第 1 号ウ及び第 2 号イからオまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第 1 号に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。

9 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第 7 項第 1 号ウ及び第 2 号イからオまでの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

(2) 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等(以下この項において「関連分譲地等」という。)の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

(3) 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積)が全て 1,000 平方メートル(横浪県立自然公園については、500 平方メートル)以上とされていること。

(4) 前号に規定する計画において、勾配が 30 パーセント(横浪県立自然公園については、50 パーセント)を超える土地及び公園事業道路等の路肩から 20 メートル(横浪県立自然公園については、5 メートル)以内の土地を全て保存緑地とすることとされていること。

(5) 第 3 号に規定する計画において、前号の保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の 10 パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。

(6) 第 3 号に規定する計画において、保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。

(7) 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

ア 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。

イ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が 1,000 平方メートル(横浪県立自然公園については、500 平方メートル)未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物

の新築、改築又は増築については条例第 20 条第 4 項の許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。

(8) 第 3 号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。

(9) 関連分譲地等の全面積が 20 ヘクタール以下であること。

10 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに前項第 1 号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 総施設面積(同一敷地内にある全ての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては 40 パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては 60 パーセント以下であること。

(3) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 10 パーセントを超えないものであること。

(4) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から 20 メートル(横浪県立自然公園については、5 メートル)以上、それ以外の道路の路肩から 5 メートル(横浪県立自然公園については、3 メートル)以上離れていること。

(5) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5 メートル(横浪県立自然公園については、3 メートル)以上離れていること。

(6) 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が 2,000 平方メートル以下であること。

(7) 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められるものであること。

(8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

(9) 支障木の伐採が僅少であること。

(10) 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

11 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに前項第 7 号及び第 9 号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成する

ことができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第 1 項第 5 号及び第 6 号、第 10 項第 7 号並びに前項第 2 号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2,000 平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第 4 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに第 10 項第 9 号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2,000 平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達することができないと認められるものであること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるものであること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないものであること。

13 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第 1 項第 1 号及び第 6 号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築

イ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)

ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築

(2) 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

14 条例第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項の一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から 20 メートル(横浪県立自然公園については、5 メートル)以上離れていること。

イ 学術研究その他公益上必要があると認められるものであること。

ウ 地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるものであること。

エ 農林漁業に付随して行われるものであること。

オ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

カ 前項第 1 号ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

15 条例第 20 条第 4 項第 2 号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 単木択伐法によるものであること。

イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の 10 パーセント(横浪県立自然公園については、60 パーセント)以下であること。

ウ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に 10 年(横浪県立自然公園については、5 年)を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

(2) 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の 30 パーセント(横浪県立自然公園については、60 パーセント)以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の 60 パーセント以下であること。

(イ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

- (ウ) 公園事業に係る施設(第3条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下この条において「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものであること。
- イ 皆伐法によるものにあつては、ア(イ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 一伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (イ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (ウ) 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。
- (3) 第三種特別地域内において行われるものであること。
- (4) 学術研究その他公益上必要があると認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。
- 16 条例第20条第4項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 17 条例第20条第4項第4号に掲げる行為(露天掘りでない方法によるものに限る。)に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
- (1) 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
- (2) 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
- (3) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 18 条例第20条第4項第4号に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。)に係る許可基準は、次の各号のいずれかとする。
- (1) 条例第20条第4項の許可を受け、又は同条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者が当該掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(第2号又は第4号

の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。

イ 自然的及び社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。

エ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(2) 河川に堆積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号アの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

(3) 第三種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの(前2号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。

(4) 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号アの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。

イ 平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。

(5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであって、前項第1号から第3号までに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

19 条例第20条第4項第5号に掲げる行為に係る許可基準は、第11項第2号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要があると認められるものであること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるものであること。

ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

(2) 水位の変動についての計画が明らかなものであること。

(3) 次のいずれかの地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第20条第4項の許可を受け、又は同条第6項の規定による届出をして現に行われ

ているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

ア 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

イ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

ウ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等

20 条例第 20 条第 4 項第 6 号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。

イ 表示面の面積が 5 平方メートル(横浪県立自然公園については、10 平方メートル)以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が 10 平方メートル(横浪県立自然公園については、20 平方メートル)以下のものであること。

ウ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが 5 メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが 5 メートル(工作物に掲出し、又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ)以下のものであること。

エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するものにあつては、表示面)が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

カ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 設置の目的及び地理的条件に照らして必要があると認められるものであること。

イ 広告物等の個々の表示面の面積が 1 平方メートル以下であること。

ウ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が 10 平方メートル以下であること。

エ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが 5 メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが 5 メートル以下のものであること。

オ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。

- (3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 表示面の面積が5平方メートル(複数の内容を表示する広告物等にあつては、10平方メートル)以下であること。

イ 設置者名の表示面積が300平方センチメートル以下であること。

ウ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。

- (4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 表示面積が300平方センチメートル以下であること。

イ 商品名の表示がないものであること。

ウ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。

- (5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。

- 21 条例第20条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

(2) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

(3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(4) 自然的及び社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限であると認められるものであること。

- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
 - (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
 - (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、又は流出するおそれがないものであること。
 - (10) 支障木の伐採が僅少であること。
 - (11) 当該集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 22 条例第20条第4項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
 - ア 第一種特別地域又はこれの地先水面
 - イ 次のいずれかの地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
 - (ア) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
 - (イ) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 学術研究その他公益上必要があると認められるものであること。
 - イ 地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるものであること。
 - ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
 - エ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
 - (3) 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号エに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
 - (4) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
- 23 条例第20条第4項第9号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達

成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

(2) 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。

(3) 土地を階段状に造成するものでないこと(農林漁業を営むために必要があると認められるものを除く。)

(4) ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。

(5) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。

(6) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要があると認められるものについては、この限りでない。

(7) 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

24 条例第 20 条第 4 項第 10 号又は第 12 号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 採取し、若しくは損傷しようとする植物、捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

25 条例第 20 条第 4 項第 11 号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前項第 1 号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 災害復旧のために行われるものであること。

26 条例第 20 条第 4 項第 13 号に掲げる行為に係る許可基準は、第 24 項第 1 号の規定の例によるほか、同条第 4 項第 13 号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

27 条例第 20 条第 4 項第 14 号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

28 条例第 20 条第 4 項第 15 号又は第 16 号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為(条例第 20 条第 4 項第 15 号に掲げる行為に限る。)であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要があると認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるものであること。

29 その自然的及び社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第 20 条第 4 項各号に掲げる行為については、知事は、許可基準の特例を定めることができる。

30 条例第 20 条第 4 項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請に係る地域の自然的及び社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

(2) 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。

(3) 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第 20 条第 4 項の許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

(土地所有者等との調整)

第 15 条 条例第 20 条第 4 項第 15 号の規定による区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と調整するものとする。

(既着手行為等の届出手続)

第 16 条 条例第 20 条第 6 項から第 8 項までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

- (1) 行為者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為の施行方法
- (6) 行為の完了予定日、完了日又は着手及び完了の予定日

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。ただし、条例第20条第7項の規定による届出の場合にあつては第13条第2項第1号に掲げる図面を添えることで足りるものとし、条例第20条第6項又は第8項の規定による届出の場合にあつては当該届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により当該図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面等の一部を省略することができる。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第20条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 門、生け垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (5) ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (6) 条例第20条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号(この号及び第97号を除く。)に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。
- (7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯(同項に規定する樹林帯をいう。))を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44

年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

- (8) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- (9) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する港湾施設又は同条第 3 項に規定する港湾区域若しくは同条第 4 項に規定する臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- (10) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる施設若しくは同条第 2 号イからハマまでに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船(とう載漁船(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 2 条第 2 号に規定するとう載漁船をいう。)を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (11) 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- (12) 文化財保護法第 115 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- (13) 高知県文化財保護条例(昭和 36 年高知県条例第 1 号)第 35 条第 1 項(同条例第 37 条において準用する場合を含む。)の規定により県史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- (14) 道路の舗装又は道路の勾配の緩和、線形の改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (15) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- (16) 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- (17) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置すること。
- (18) 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- (19) 宅地内にある木竹を伐採すること。

- (20) 自家用のために木竹を択伐する(塊状択伐を除く。)こと。
- (21) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- (22) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- (23) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- (24) 牧野改良のために茨、かん木等を除去すること。
- (25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- (26) 宅地内にある木竹を損傷する(条例第20条第4項第3号の規定により知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)こと。
- (27) 自家用のために木竹を損傷すること。
- (28) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (29) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (30) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (31) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (32) 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (33) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (34) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (35) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (36) 高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)第12条第1項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの(同条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。
- (37) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が実施する保全事業又は同条第4項の規定に基づき知事に協議しその同意を得た、若しくは知事に協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (38) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (39) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (40) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- (41) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- (42) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (43) 宅地内にある土石を採取すること。
- (44) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (45) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から 20 メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- (46) 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (47) 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (48) 地表から 2.5 メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
- (49) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- (50) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識若しくは料金表、運送約款その他これらに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- (51) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- (52) 漁港漁場整備法第 34 条第 1 項に規定する漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- (53) 1.5 メートル以下の高さで、かつ、10 平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- (54) 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- (55) 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- (56) 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- (57) 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (58) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

- (59) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (60) 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (61) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (62) 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において、荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (63) 宅地内にある植物で、条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (64) 高知県希少野生動植物保護条例第12条第1項の規定による知事の許可に係る植物であつて、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの(同条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を採取し、又は損傷すること。
- (65) 農業を営むために条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)
- (66) 森林の整備及び保全を図るために条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (67) 条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する区域以外の地域において、木竹を植栽すること。
- (68) 宅地内に木竹を植栽すること(条例第20条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。次号において同じ。)
- (69) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- (70) 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はこれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (71) 高知県希少野生動植物保護条例第12条第1項の規定による知事の許可に係る動物であつて、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの(同条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (72) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (73) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県

が実施する保全事業又は同条第4項の規定に基づき知事に協議しその同意を得た、若しくは知事に協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

(74) 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はその卵を採取すること。

(75) 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

(76) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第20条第4項第13号の規定により知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

(77) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(78) 人の生命、身体又は財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬について次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(79) 家畜を係留放牧すること(条例第20条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。)

(80) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下この号において「園内移動用施設である索道等」という。))又は同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、若しくは水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)を除く。)

(81) 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

(82) 農業を営むために立ち入ること。

(83) 森林の保護管理のために立ち入ること。

(84) 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(85) 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林、同法第29条若しくは第30条の2第1項の保安林

予定森林、同法第 41 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づき指定された保安施設地区若しくは同法第 44 条において準用する同法第 29 条若しくは第 30 条の 2 第 1 項の規定による保安施設地区予定森林の管理若しくは同法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく保安林の指定若しくは同法第 41 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく保安施設地区の指定を目的とする調査又は同法第 41 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

- (86) 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の指定、同法第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第 56 条第 1 項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。
- (87) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
- (88) 海岸法第 2 条第 2 項に規定する一般公共海岸区域又は同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
- (89) 地すべり等防止法第 2 条第 4 項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (90) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (91) 文化財保護法第 109 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (92) 高知県文化財保護条例第 30 条第 1 項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (93) 測量法第 3 条に規定する測量のために立ち入ること。
- (94) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。
- (95) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- (96) 条例第 20 条第 4 項第 15 号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

- (97) 条例第 20 条第 4 項第 15 号の規定により知事が指定する区域の隣接地において同項の許可を受けた行為又はこの条の各号(この号を除く。)に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- (98) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- (99) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- (100) 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (101) 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- (102) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (103) 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の指定、同法第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第 56 条第 1 項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (104) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (105) 海岸法第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (106) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (107) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (108) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (109) 港則法(昭和 23 年法律第 174 号)第 2 条に規定する港の区域内において、動力船を使用すること。
- (110) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 3 条第 1 項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第 21 条第 1 項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(111) 国又は県以外の地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(112) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、県以外の地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(113) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(普通地域内における行為の届出手続)

第18条 条例第22条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日並びに第3項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

3 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 行為の目的

(3) 行為地及びその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

(工作物の基準)

第19条 条例第22条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海域以外の区域

ア 建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル

イ 送水管 長さ70メートル

- ウ 鉄塔 高さ 30 メートル
- エ 船舶の係留施設 長さ 50 メートル
- オ ダム 高さ 20 メートル
- カ 鋼索鉄道 延長 70 メートル
- キ 索道 傾斜亘(こう)長 600 メートル又は起点と終点との高低差 200 メートル
- ク 別荘地の用に供する道路 幅員 2 メートル
- ケ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ 13 メートル又は水平投影面積 1,000 平方メートル
- コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和 1,000 平方メートル

(2) 海域の区域

- ア 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ 50 メートル
- イ アに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ 5 メートル又は海面における水平投影面積 100 平方メートル

(土地の形状変更の基準)

第 20 条 条例第 22 条第 1 項第 6 号の規則で定める基準は、土地(海底を除く。)の形状を変更することであって面積が 200 平方メートルを超えず、かつ、高さが 5 メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないものとする。

(特別地域内における行為の変更の許可の申請等)

第 21 条 条例第 20 条第 4 項の許可を受けた行為又は条例第 22 条第 1 項の規定による届出を了した行為を変更しようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書又は届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書又は届出書には、変更の趣旨及び理由を記載した書面とともに、第 13 条第 2 項及び第 3 項又は第 18 条第 2 項の規定による申請書又は届出書に添えなければならない図面等及び書類(以下この項において「添付図面等」という。)のうち、その変更に係る事項を明らかにしたものを添えなければならない。ただし、条例第 20 条第 4 項の許可を受けた行為又は条例第 22 条第 1 項の規定による届出を了した行為が軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(普通地域内における届出を要しない行為)

第 22 条 条例第 22 条第 7 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 17 条第 1 号から第 18 号まで、第 44 号から第 52 号まで、第 80 号又は第 81 号に掲げる行為
- (2) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。
- (3) 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築し、又は物を係留すること。

- (4) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条に規定する保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為
- (6) 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為
- (7) 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- (8) 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- (9) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第4号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。
- (10) 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (11) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (12) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (13) 宅地内の土地の形状を変更すること。
- (14) 工作物でない道又は河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- (15) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- (16) 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- (17) 養浜のために土地の形状を変更すること。
- (18) 第19条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- (19) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第23条 国又は県以外の地方公共団体が、条例第28条第2項の確認を受ける場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第24条 国及び地方公共団体以外の者が、条例第28条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請手続)

第25条 条例第28条第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第28条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書
(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第26条 条例第28条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請手続)

第27条 条例第28条第7項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容

(3) 変更を必要とする理由

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第28条 条例第31条第3項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。

- (2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、下草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要があるとされるものであること。
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要があるとされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。
- (4) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下であること。
- (5) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
- (6) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものであること。
- (7) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下この号において「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含まないこと。
- (8) 風景地保護協定区域及びその区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公物の管理に特別の支障が生じないものであること。

(風景地保護協定の公告)

第29条 条例第32条第1項(条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、高知県公報又は市町村の公報への登載、掲示その他の方法で行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
- (2) 風景地保護協定区域
- (3) 風景地保護協定の有効期間
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結等の公告)

第30条 前条の規定は、条例第34条(条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第31条 条例第37条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合していなければならない。

- (1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とする団体であること。
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他自然公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基盤を有すること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他自然公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる組織的及び財政的な基盤を有すること。
- (4) 営利を目的としない団体であることその他自然公園の管理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第6章 雑則

(身分証明書)

第32条 条例第16条第2項、第24条第3項、第26条第3項又は第43条第4項に規定する職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記第1号様式から別記第4号様式までによるものとする。

(損失の補償の請求手続)

第33条 条例第44条第3項の規定により損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 請求の理由
- (3) 請求額の総額及びその内訳

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 高知県公園条例施行規則(昭和30年高知県規則第8号)は、廃止する。

付 則(昭和43年11月29日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年11月6日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月10日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年10月7日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月25日規則第3号)

この規則は、平成4年4月14日から施行する。

附 則(平成8年3月22日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)の施行の日から施行する。

附 則(平成8年8月2日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月10日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第124号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条第30号の12の改正規定は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立自然公園条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立自然公園条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成12年12月22日規則第232号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県立自然公園条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第4条第2項第11号の規定は、この規則の施行の日以後にされる高知県立自

然公園条例第9条第2項の規定による認可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による認可の申請については、なお従前の例による。

- 改正後の規則第7条第4項の規定は、この規則の施行の日以後にされる同条第1項の規定による承認の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による承認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日規則第27号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年8月10日規則第128号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第28号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規則第47号の3)抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年7月30日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第26号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月15日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年8月30日規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 28 日規則第 94 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知県表彰規則の一部改正)
- 2 略
(高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)
- 3 略
(高知県立自然公園条例施行規則の一部改正)
- 4 高知県立自然公園条例施行規則(昭和 35 年高知県規則第 32 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 5 略
(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)
- 6 略
(土地収用法施行細則の一部改正)
- 7 略
(高知県建築士法施行細則の一部改正)
- 8 略
(高知県特定調達契約事務取扱規則の一部改正)
- 9 略

附 則(平成 22 年 6 月 29 日規則第 54 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県立自然公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている認可の申請書並びにその添付書類及び図面は、この規則の施行後は、この規則による改正後の高知県立自然公園条例施行

規則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

- 3 この規則の施行前に旧規則第4条第1項の申請書に係る申請がされた場合における認可並びに当該認可に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(管理又は経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第5条第3項の規定により申請しなければならないこととされている供用開始の期日の延期の承認申請書については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第6条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に高知県立自然公園条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第31号。以下「改正条例」という。)による改正前の高知県立自然公園条例(以下「旧条例」という。)第9条第2項の規定による認可を受けた旧規則第3条第7号に掲げる施設については、改正条例による改正後の高知県立自然公園条例(以下「新条例」という。)第10条第4項第5号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。
- 7 新条例第10条第9項の規定は、改正条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
- 8 この規則の施行前に旧規則第7条第1項の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 9 この規則の施行前に旧規則第7条第1項の規定によりされた承認は、新条例第10条第6項の規定によりされた同意又は認可とみなす。
- 10 この規則の施行前に旧規則第8条の規定によりされた承認の申請は、新条例第13条の規定によりされた届出とみなす。
- 11 この規則の施行前に旧規則第9条第1項の規定により承認の申請がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 12 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第11条第1項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 13 この規則の施行前に旧規則第5条第1項(旧規則第7条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第1項、第8条若しくは第12条第3項の規定又は旧規則第12条第1項若しくは第13条の規定による命令に違反した行為(附則第3項又は第8項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 14 この規則の施行前に旧条例第9条第2項の規定による認可を受けた者(この規則の施行後に附則第3項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新条例第14条第3項の規定の適用については、旧規則第10条の規定により付された

条件(この規則の施行後に附則第3項、第8項又は第11項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新条例第10条第10項の規定により付された条件とみなす。

- 15 公園事業の執行の認可を受けた者(以下この項において「公園事業者」という。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。
- 16 新規則第14条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第20条第4項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた旧条例第13条第4項の許可の申請については、なお従前の例による。
- 17 新規則第17条の規定は、この規則の施行後に特別地域内において着手される行為について適用し、この規則の施行前に特別地域内において着手された行為については、なお従前の例による。
- 18 新規則第20条及び第22条の規定は、この規則の施行後に普通地域内において着手される行為について適用し、この規則の施行前に普通地域内において着手された行為については、なお従前の例による。
- 19 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成23年9月27日規則第56号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月29日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月22日規則第76号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県立自然公園条例施行規則(次項において「新規則」という。)第14条第12項の規定は、この規則の施行後にされる高知県立自然公園条例(昭和

33年高知県条例第5号)第20条第4項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。

- 3 新規則第19条の規定は、この規則の施行後に普通地域内において着手される行為について適用し、この規則の施行前に普通地域内において着手された行為については、なお従前の例による。

別記第1号様式(第32条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第2号様式(第32条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第3号様式(第32条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第4号様式(第32条関係)

身分証明書

[別紙参照]